

高校生活における心得

1 身だしなみ

(1) 制服

通常は、以下に示す本校指定の制服を着用すること。なお、着用期間は設けていないため、各自寒暖に応じた服装選択をすること。ただし、入学式・卒業式・その他の式典等については学校の指示に従って着用すること。

(ア) 令和5年度以前の入学生

男子

(冬服) 詰めえり学生服 (校章入りボタン、校章を左えりにつける)

(夏服) 指定のシャツ、指定のポロシャツ、黒の学生ズボン

女子 (すべて指定の制服)

(冬服) セーラー服 (校章を左胸につける)、スカート、パーティ

(夏服) セーラー服、指定のポロシャツ、スカート、パーティ

(イ) 令和6年度以降の入学生 (すべて指定の制服)

Aタイプ (セーラースタイル)

(冬服) イートンジャケット、長袖セーラーブラウス、スカート、リボン

(夏服) ポロシャツ、スカート

Bタイプ (ブレザースタイル)

(冬服) ブレザー、長袖シャツ、スラックス (ベルト着用)、ネクタイかリボン

(夏服) ポロシャツ、スラックス (ベルト着用)

※ベルトは黒・紺・茶の無地で装飾がないもの。

Cタイプ (ブレザースタイル)

(冬服) ブレザー、長袖シャツ、スカート、リボンかネクタイ

(夏服) ポロシャツ、スカート

(2) 防寒具

(ア) カーディガンは本校指定のもの。

※令和5年度以前の入学生については、黒、濃紺の無地とする (校章サイズのワンポイントは可、網目が大きいものは不可)。

(イ) タイツは、黒色の無地で透けない厚さのもの。ストッキングは、肌色で無地のもの。

(ウ) 登下校時における防寒着について

- ・登下校時の防寒着は制服に調和した華美でないものとする。
- ・冬服の制服 (冬服セーラー服、詰めえり学生服、イートンジャケット、ブレザー) の上から着用する。
- ・プルオーバータイプなどの被る物は許可しない。
- ・部活動で着用しているウインドブレーカー等も認める。
- ・皮革製品や毛皮製品などの高価なものでないこと。
- ・教室の自分の座席やロッカーで管理できるもの。

(3) 靴下

色は、白・黒・紺・グレーの無地で、長さはくるぶしが隠れるもの (レーズソックス、レッグウォーマーは禁止)。

(4) 靴

運動靴。あるいは黒または茶色の革靴 (ローファー) とする。

(5) 鞆

華美でないバッグ・リュックとする。

(6) 頭髪

(ア) 清潔、端正な髪型 (過剰な刈りこみなど奇抜な髪型にしない)。

- (イ) 色は地毛の色（ドライヤー等によって変色や色落ちしないように心がける）。
- (ウ) 加工しない（パーマ・ワックス等の使用・エクステンション・かつら・巻き髪など）。
- (7) 装飾品等
 - (ア) ヘアピンやゴムは華美でないもの（装飾がついているものやシュシュは不可）。
 - (イ) 化粧、カラーコンタクト禁止。
 - (ウ) アクセサリー全般禁止。
- (8) その他
 - (ア) インナーは無地で、色は華美でないもの。
 - (イ) 爪は伸ばさない。
 - (ウ) 遠足・修学旅行などの校外活動については、私服を認めるが、その基準については原則3学年統一とする。
 - (エ) 携帯用扇風機については、授業中の使用や校内で歩きながらの使用は原則禁止。

2 欠席・遅刻・早退・外出について

- (1) 欠席・遅刻の場合は、原則保護者から欠席・遅刻連絡システムに入力。
- (2) 8時40分のチャイムの鳴り始めで教室への入室が完了していない場合は遅刻となる。その場合、「遅刻・入室許可カード」に必要事項を記入し、教室に入る。
- (3) 早退・外出をする場合は、「外出・早退許可証」に必要事項を記入して、許可を得る。

3 スマートフォン・携帯電話について

原則使用禁止。校内では電源を切り、鞆の奥にしまう。

4 交通安全

- (1) 学校周辺の道路は道幅が狭く、交通量も多いため、特に朝は余裕をもって登校し、交通マナー・安全には十分留意すること。
- (2) 自転車通学における留意事項
 - (ア) 法令を守り、整備点検がなされている自転車であること。また、スタンドがついていること。
 - (イ) 任意保険に加入していることが望ましい。
 - (ウ) ヘルメットを所持しており、着用することが望ましい。
 - (エ) 道路交通法を遵守すること。
- (3) 運転免許の取得について
「四ない運動」（乗らない、取らない、買わない、乗せてもらわない）を遵守し、運転免許証の取得は原則として禁止とする。ただし、下記の条件をすべて満たし保護者を通じて許可を受けた者については認める。

許可条件

- (ア) 3年生で、学校斡旋の就職内定者または公務員内定者とする。
- (イ) 成績・学校生活等に問題がないと認められた者とする。

5 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止とする。ただし、特別な事情がある場合は、保護者を通じて許可を受けなければならない。

6 特別な指導に該当する行為

- (1) 暴力行為、粗暴行為
- (2) 万引き、窃盗
- (3) 喫煙、飲酒、薬物の使用・所持
- (4) 無断免許取得
- (5) 無断アルバイト
- (6) 考査などの不正行為
- (7) 怠業・怠学
- (8) 指導拒否、暴言

(9) SNS 等の不適切使用

7 諸届け出

- (1) やむを得ない理由があつて、異装を必要とするときは、担任または部顧問に申し出る。
- (2) 学生割引証が必要な者は、「学生割引証交付願」「旅行届」を提出する。

8 校則の見直しについて

- (1) 生徒会執行部は、校則の見直し（追加、改正または廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の見直しを求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあつたとき、又は、校則の見直しが必要と判断した場合は、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会、職員会議等でその内容を議論する。
- (3) 校長は、本校のスクールポリシーを踏まえたうえで、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会、職員会議での議論を経て、校則の見直しを行う。